

太成学院大学高等学校教育後援会規約

会 則

- 第 1 条 本会は、太成学院大学高等学校教育後援会と称し、事務所を学校内に置く。
- 第 2 条 本会は、学校の教育方針に則し、その目的を達成するため、学校に対し物心両面の協力ならびに援助をなすことを目的とし、併せて会員相互の親睦と融和をはかる。
- 第 3 条 本会はその目的達成のため、次の事業を行う。
1. 生徒の学習に対する側面的援助。
 2. 生徒の生活指導に対する協力。
 3. 保健衛生施設に対する助成。
 4. 体育大会、特別教育活動等、その他すべての学校行事への補助。
 5. 教職員の研修に対する協賛。
 6. 学校教育施設の改善振興への協力。
 7. 生徒奨学資金制度
- 第 4 条 本会の会員を普通会員と賛助会員とする。普通会員は、在籍する生徒の保護者等とし、賛助会員は、本校卒業生の保護者等その他、本会の趣旨に賛同するものとする。
- 第 5 条 本会は次の役員及び委員をおき、任期を1年とする。但し、重任を妨げない。
- | | |
|-----------|--------|
| 会 長 | 1 名 |
| 副 会 長 | } 若干名 |
| 書 記 | |
| 会 計 | |
| 会 計 監 査 員 | 各クラス2名 |
- 各クラス委員に欠員や不足がある場合はその限りではない。
- 第 6 条 1. 委員は、学校にて推薦する。
会長、副会長、書記、会計、会計監査の各役員は、委員の中より選び総会の承認を得るものとする。
2. 役員を選ぶための選考委員会を設置し、委員は会長が委嘱する。
その人数は、10名以内とする。
3. 選考委員会は互選により、委員長を決め役員を選考し、総会に報告してその任務を終える。
- 第 7 条 本会に顧問並びに参加をおくことができる。
- 第 8 条 本会の会議は、総会、役員会、委員会とする。
総会は毎年1回開く。ただし必要のあるときは臨時総会を開くことができる。
役員会は会長が召集し、必要のある都度開く。
委員会は、原則として学期毎に1回又は2回開く。
- 第 9 条 本会会議の議事は出席会員の過半数の同意により成立する。
- 第 10 条 本会の経費は入会金、会費および寄付金をもってあてる。
会計規程は別に定める。
- 第 11 条 会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 第 12 条 本会の慶弔規程は別に定める。
- 第 13 条 本会会則の改正は総会において行う。
- 附 則 この規約は昭和44年5月1日より施行する
昭和46年7月1日より施行する
平成4年6月10日より施行する
平成15年4月1日より施行する
平成27年4月1日より施行する
平成30年5月19日より施行する

会 計 規 程

- 第 1 条 会則第 10 条の定めにより本会の会計は、本規程により運用する。
- 第 2 条 本会の会費は、生徒一人につき1ヵ月1,400円とする。
入会金は、入学時に15,000円を納める。
- 第 3 条 会費その他一切の収入を歳入とし、一切の支出を歳出とする。歳入、歳出はすべて予算に計上しなければならない。
- 第 4 条 予見し難い予算の不足に充てるため、予備費を設けねばならない。
- 第 5 条 役員会は当年度の歳入、歳出の決算書及び次年度の予算書を作成し、委員会に報告して、総会の承認を得なければならない。
- 第 6 条 予算書及び決算書は別に定める様式に準じて作成する。
- 第 7 条 決算書は会計監査委員の監査を受けなければならない。
- 第 8 条 歳計に余剰が生じたときは、翌年度の歳入に繰入れるものとする。
- 第 9 条 支出の場合は、必ず領収書を徴収して、関係帳簿にそれぞれ記載しなければならない。但し、領収書を徴収し難いときは、支払証明書をもってこれに代えることができる。
- 第 10 条 歳入の誤納又は過納となった金額の払戻しは、各々これを収入した歳入から戻出しなければならない。歳出の誤払又は過納となった金額の返納は、各々これを支出した歳出に戻し入れなければならない。
- 第 11 条 当該年度において決定した歳入をもって、他の年度に属すべき歳出に充てることはできない。
- 第 12 条 会計は、次に掲げる帳簿を備えて、整備しなければならない。但し、会計事務は学校事務課に委嘱するものとする。
1. 会 費 徴 収 簿
2. 予 算 整 理 簿
3. 現 金 出 納 簿
- 第 13 条 帳簿及び証票書類の保存期間は次の通りとする。
1. 第 12 条 1.2 に掲げる帳簿 5 年
2. その他の帳簿及び収支の証票書類 2 年

慶 弔 規 程

- 第 1 条 会則第 12 条の定めにより本会の慶弔は、本規程により運用する。
- 第 2 条 《 慶 事 の 部 》
職員結婚の場合 30,000円
職員及び配偶者出産の場合 10,000円
- 第 3 条 《 弔 慰 の 部 》
職員、生徒、会員死亡の場合 10,000円及び柩一對
職員の配偶者及び直系尊属死亡の場合 5,000円及び柩一對
- 第 4 条 《 見 舞 の 部 》
生徒入院見舞金 10,000円（1ヵ月以上入院）
生徒死亡見舞金 300,000円（ｽﾎﾟｰﾂ振興センターより給付されない場合）
※ 上記の場合医師の診断書添付のこと。
- 第 5 条 本規程以外の事項で、緊急に金品の支出が必要な場合は、役員会で決定する。